

蒲郡市と事業者等との連携協定に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が事業者等と締結する事業連携協定及び包括連携協定（以下「事業連携協定等」という。）について必要な事項を定めることにより、市と事業者等とが連携して地域の課題解決を図る協働の取組を推進し、もって持続的に発展できるまちづくりの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 連携事業 事業者等が、市と連携して地域の課題解決に向けて行う反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）をいう。
- (3) 事業連携協定 一の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。
- (4) 包括連携協定 複数の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

(事業者等の基準)

第3条 事業連携協定等の対象とする事業者等は、次の各号のいずれにも該当しない団体とする。

- (1) 代表者又は役員(以下「代表者等」という。)に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続中である団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が代表者等である団体又は実質的に経営に関与している団体、代表者等が同法第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体その他暴力団員との関係が認められる団体

- (4) 団体及び代表者が公租公課を滞納し、又は公租公課に係る申告義務が不履行である団体
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
- (6) その他事業連携協定等の対象としてふさわしくない団体
(連携事業の基準)

第4条 事業連携協定等の対象とする連携事業は、行政課題を解決するための事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が事業者等と連携することにより、相乗効果が期待できる事業
- (2) 事業者等が社会貢献のために実施する事業で、市との連携により市民サービスの向上に寄与する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、事業連携協定等の連携事業の対象としないものとする。

- (1) 事業者等に対する直接的な利益誘導を目的とする事業
- (2) 法律に定めのない医療類似行為に係る事業
- (3) 特定の政党若しくは宗教を支持するもの又はこれに反対するための政治的若しくは宗教的教育を目的とする事業
- (4) その他連携事業としてふさわしくない事業
(事業連携協定等の締結等)

第5条 市は、事業連携協定等に係る事業者等及び連携事業が前2条に規定する基準を満たしているかどうか判断するために、事業者等と事前協議を行うものとする。

2 前項の事前協議により、当該事業連携協定等が前2条に規定する基準を満たしていると市が判断したときは、市及び事業者等は、連携事業の内容、協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した協定書を作成し、両者の代表者の署名又は記名押印をもって協定を締結するものとする。

(守秘義務)

第6条 市及び事業者等は、事業連携協定等により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は提供等してはならない。

2 市及び事業者等は、事業連携協定等が終了した後も、前項に定める守秘義務を

負うものとする。

(知的財産権の取扱い)

第7条 市及び事業者等は、事業連携協定等に係る連携事業において、知的財産権の対象となるべき発明又は考案をした場合には、相手方に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該知的財産権の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとする。

(締結の公表)

第8条 市は、事業連携協定等を締結した場合には、記者発表、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容及び事業者等を公表するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 事業連携協定等の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の1か月前までに申出がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合は、この限りでない。

(市からの協定の解除)

第10条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者等との事業連携協定等を解除することができる。

- (1) 事業者等が、第3条に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (2) 連携事業が、第4条第2項各号の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 事業者等が、市の職員の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 事業者等が事業譲渡、事業廃止その他の理由により、事業連携協定等に係る事業を行わなくなると市が判断したとき。
- (5) 事業連携協定等の履行に関し、事業者等又は事業者等の従業員の責めに帰すべき事由により市又は第三者(市の職員を含む。)に損害を与えたとき。
- (6) 事業者等による市に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が事業連携協定等の存続を不適當であると認めるとき。

(市又は事業者等からの協定の解除)

第11条 市又は事業者等は、天災その他不可抗力の発生などのいずれの責めにも期さない事由により、事業連携協定等に係る連携事業の実施が困難と判断した場合には、当該事業連携協定等の解除を申し出ることができる。ただし、当該連携事業が天災その他不可抗力時の実施を目的とする場合を除く。

(協議)

第12条 この要綱の規定により協議を必要とする場合又はこの要綱及び協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び事業者等は、信義誠実の原則にのっとり、関係法令に基づいて双方協議の上、これを処理するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。